

財政の健全性に関する比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定に基づく財政の健全性に関する比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年8月30日提出

島田市長 染谷 絹代

令和4年度 島田市財政の健全性に関する比率

1 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	島田市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.23	20.00
連結実質赤字比率	—	17.23	30.00
実質公債費比率	5.8	25.0	35.0
将来負担比率	5.9	350.0	

2 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

公営企業の名称	島田市	経営健全化基準
島田市水道事業会計	—	20.0
島田市病院事業会計	—	20.0
島田市公共下水道事業会計	—	20.0

財政の健全性に関する比率について (参考)

参考① 健全化判断比率の状況

令和4年度決算に係る健全化判断比率は次のとおりです。

- 実質赤字比率 (参考②参照)
- 連結実質赤字比率 (参考②参照)
- 実質公債費比率 (参考③参照)
- 将来負担比率 (参考④参照)

- 一般会計等の実質収支に赤字は生じていません。
- 一般会計等及び特別会計の実質収支に赤字は生じていません。
- また、企業会計に資金不足は生じていません。
- これらの合計について、連結実質赤字は生じていません。
- 5.8% 前年度の6.2%に比べ0.4ポイントの低下です。
- 5.9% 前年度の1.9%に比べ4.0ポイントの上昇です。

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和2年度	-	-	6.8	-
令和3年度	-	-	6.2	1.9
令和4年度	-	-	5.8	5.9

早期健全化基準等

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	標準財政規模(千円)	
						うち臨時財政対策債発行可能額
令和2年度	12.28	17.28	25.0	350.0	22,359,980	1,208,169
早期健全化基準	20.00	30.00	35.0	350.0		
令和3年度	12.19	17.19	25.0	350.0	23,533,515	1,917,583
早期健全化基準	20.00	30.00	35.0	350.0		
令和4年度	12.23	17.23	25.0	350.0	22,965,825	527,656
早期健全化基準	20.00	30.00	35.0	350.0		

参考② 実質赤字、連結実質赤字比率の状況

(単位:千円)

会計名		実質収支額		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等	一般会計	826,416	1,826,049	1,303,051
	一般会計等に属する特別会計	0	0	0
	土地取得事業特別会計	2,669	1,243	42
小計		829,085	1,827,292	1,303,093
標準財政規模		22,359,980	23,533,515	22,965,825
実質赤字比率 (%)		-3.70	-7.76	-5.67
		A	B	C
		A/B		

(単位:千円)

会計名		実質収支額又は資金不足・剰余額		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	617,765	673,178	722,949
	介護保険事業特別会計	121,435	98,087	133,841
	後期高齢者医療事業特別会計	835	125	1,783
	介護サービス事業特別会計	6,738	2,265	3,455
	水道事業会計	1,310,444	1,257,163	1,354,261
法適用企業	病院事業会計	2,624,277	3,151,124	4,077,503
	公共下水道事業会計	65,849	70,956	92,105
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	—	—	—
	公共下水道事業特別会計	—	—	—
合計 (一般会計等を含む。) C		5,576,428	7,080,190	7,688,990
標準財政規模 (再掲) B		22,359,980	23,533,515	22,965,825
連結実質赤字比率 (%)		-24.93	-30.08	-33.48
		C/B		

※ 水道事業会計、病院事業会計及び公共下水道事業会計は、正の値なら剰余額、負の値なら資金不足額を表します。

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示しています。

参考③ 実質公債費比率の状況

- 標準的な一般財源の規模である「標準財政規模」に対する公債費等充当一般財源の比率です。
- 令和4年度及び過去2年度の各年度の算定結果の平均を用います。
- 普通交付税の基準財政需要額に算入される要素を除外して算定するため、分母、分子双方から普通交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金額を差し引いて算定します。
- 令和4年度単年度比率が令和3年度より上昇した要因（令和3年度 5.42083 ⇒ 令和4年度 5.97125 の比較）
算定の分子となる地方債の元利償還金額等は、元利償還金の額及び公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金の増により、全体で増加しました。
- 算定の分母である標準財政規模は、標準税収入額等、普通交付税額が増となった一方、臨時財政対策債発行可能額の減がこれを上回り、全体で減少しました。
- 3カ年度平均比率が6.2%から5.8%へと低下した要因
令和4年度の単年度比率が、令和元年度の単年度比率（7.11449）を下回ったことによるものです。

地方債の元利償還金等	① 元利償還金の額 (繰上償還額等を除く)	② 積立不足額を考慮して算定した額	③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	⑦ 一時借入金の利子	⑧ 特定財源の額	⑨～⑭ 計	A
令和2年度	5,060,591	4,314,232	0	669,658	0	76,701	0	917,846	2,962,293	1,180,452
令和3年度	5,059,254	4,257,347	0	725,974	0	75,933	0	995,666	2,947,663	1,115,925
令和4年度	5,301,950	4,417,713	0	825,529	0	58,708	0	1,014,819	3,100,950	1,186,181
前年との比較	242,696	160,366	0	99,555	0	▲ 17,225	0	19,153	153,287	70,256

標準財政規模	⑮ 標準税収入額等	⑯ 普通交付税額	⑰ 臨時財政対策債発行可能額	⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑩ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	⑪ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑫ 災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)	⑬ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	⑭ 密度補正により基準財政需要額に算入された地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	B
令和2年度	16,441,419	4,710,392	1,208,169	445,346	2,416,561	2,416,561	100,386	19,397,687	19,397,687	
令和3年度	15,890,136	5,725,796	1,917,583	300,890	2,538,043	2,538,043	108,730	20,585,852	20,585,852	
令和4年度	16,606,077	5,832,092	527,656	294,535	2,659,960	2,659,960	146,455	19,864,875	▲ 720,977	
	715,941	106,296	▲ 1,389,927	▲ 6,355	121,917	37,725				

(単位: %)

実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3カ年度平均)
A ÷ B × 100	
令和2年度 6.08553	6.8
令和3年度 5.42083	6.2
令和4年度 5.97125	5.8

0.55042 ▲ 0.40000

○ 実質公債費比率は、次の算式による比率の過去3カ年度の平均数値

$$\frac{\text{①} \sim \text{⑦}}{\text{⑧}} \times 100(\%)$$

地方債の元利償還金 + 準元利償還金

— ⑧ 特定財源の額 — 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

$$\frac{\text{A}}{\text{B}} \times 100(\%)$$

標準財政規模 — 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

⑨～⑭

⑮～⑰

参考④ 将来負担比率の状況

- 標準的な一般財源の規模である「標準財政規模」に対する令和4年度末の地方債等負債残高（将来負担額）の比率です。
- 将来負担額については、充当可能基金額、特定財源見込額及び普通交付税の基準財政需要額に算入される見込金額を控除して算定します。
- 令和4年度将来負担比率が5.9%となった要因
 - 債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額の減がありました。
 - それ以上に地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額の増により、トータルで将来負担額が増加しました。
 - 基準財政需要額算入見込額の増により充当可能財源等も増加したものの、将来負担額合計が上回ったため分子がプラスの値となり、将来負担比率が算定されました。

将来負担額

	地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	（単位：千円）			合計
							地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等	
令和2年度	41,795,386	491,445	10,764,960	0	5,078,943	0	0	0	0	58,130,734
令和3年度	41,681,335	1,270,918	11,266,287	0	5,028,258	0	0	0	0	59,246,798
令和4年度	43,098,360	1,215,007	11,402,997	0	4,820,057	0	0	0	0	60,536,421
前年との比較	1,417,025	▲ 55,911	136,710	0	▲ 208,201	0	0	0	0	1,289,623

充当可能財源等

	充当可能基金額	特定財源見込額のうち都市計画税	基準財政需要額算入見込額		合計
			基礎財政需要額	算入見込額	
令和2年度	13,044,999	8,249,723	7,878,709	37,453,109	58,747,831
令和3年度	13,731,283	7,890,568	7,688,569	37,214,940	58,836,791
令和4年度	13,689,273	7,708,391	7,640,377	37,948,232	59,345,896
前年との比較	▲ 42,010	▲ 182,177	▲ 48,192	733,292	509,105

	将来負担額		=	充当可能財源等	
	令和2年度	令和3年度		令和2年度	令和3年度
令和2年度	58,130,734	59,246,798		58,747,831	▲ 617,097
令和3年度	59,246,798	60,536,421		58,836,791	410,007
令和4年度	60,536,421			59,345,896	1,190,525
前年との比較	1,289,623			509,105	780,518

○将来負担比率は、次の算式によって算出した数値

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} - \text{特定財源見込額} - \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{基準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100(\%)$$

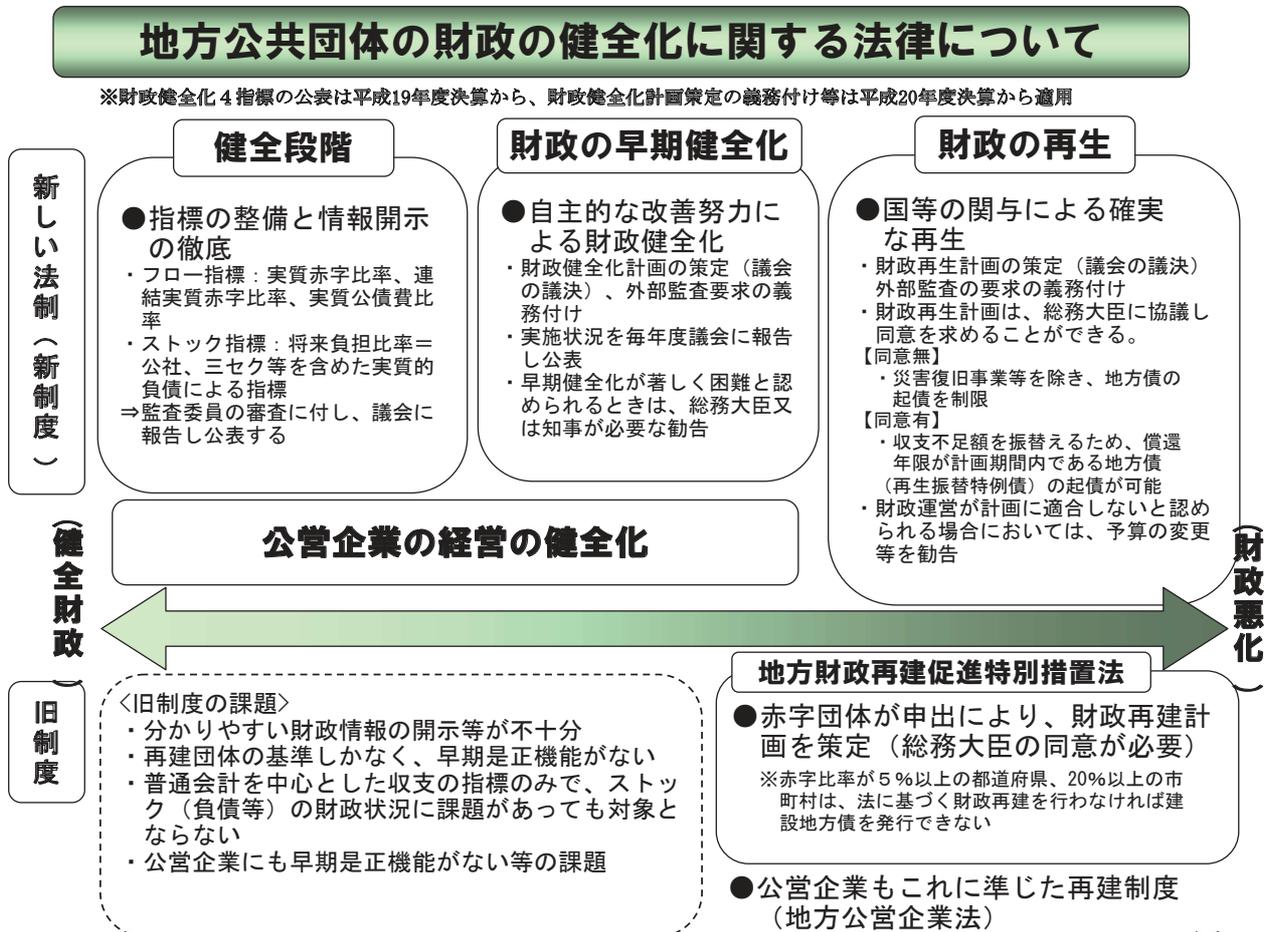
参考③のB	19,397,687	÷	参考③のB	19,864,875	▲ 720,977
将来負担比率(%)	▲ 3.1	=	将来負担比率(%)	▲ 3.1	
	20,585,852			1.9	
	19,864,875			5.9	
	▲ 720,977			4.0	

地方公共団体財政健全化法について

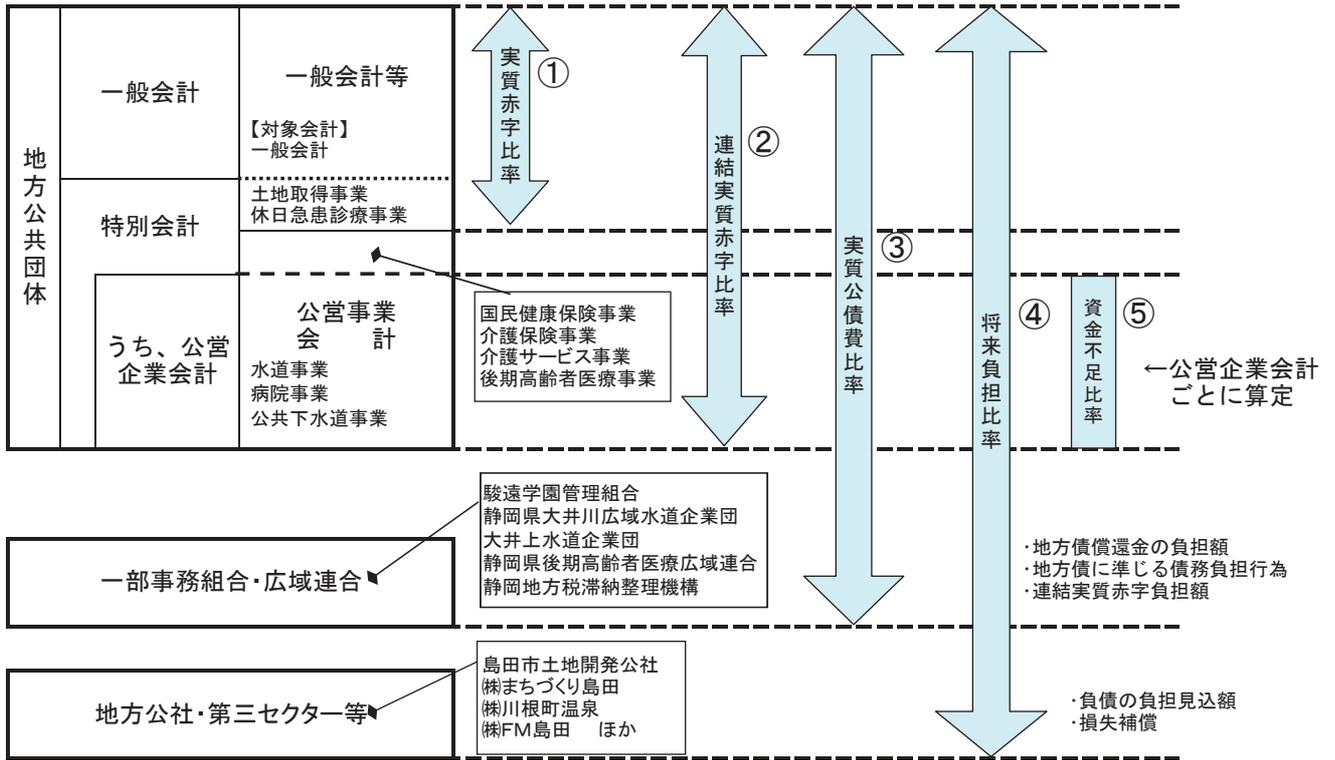
【目次】

- P.1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について
- P.2 健全化判断比率等の算定対象について
- P.3 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ
- P.4 健全化判断比率の概要について①(実質赤字比率・連結実質赤字比率)
- P.5 健全化判断比率の概要について②(実質公債費比率)
- P.6 健全化判断比率の概要について③(将来負担比率)
- P.7 資金不足比率の概要について

※総務省資料より抜粋、一部加筆してあります。



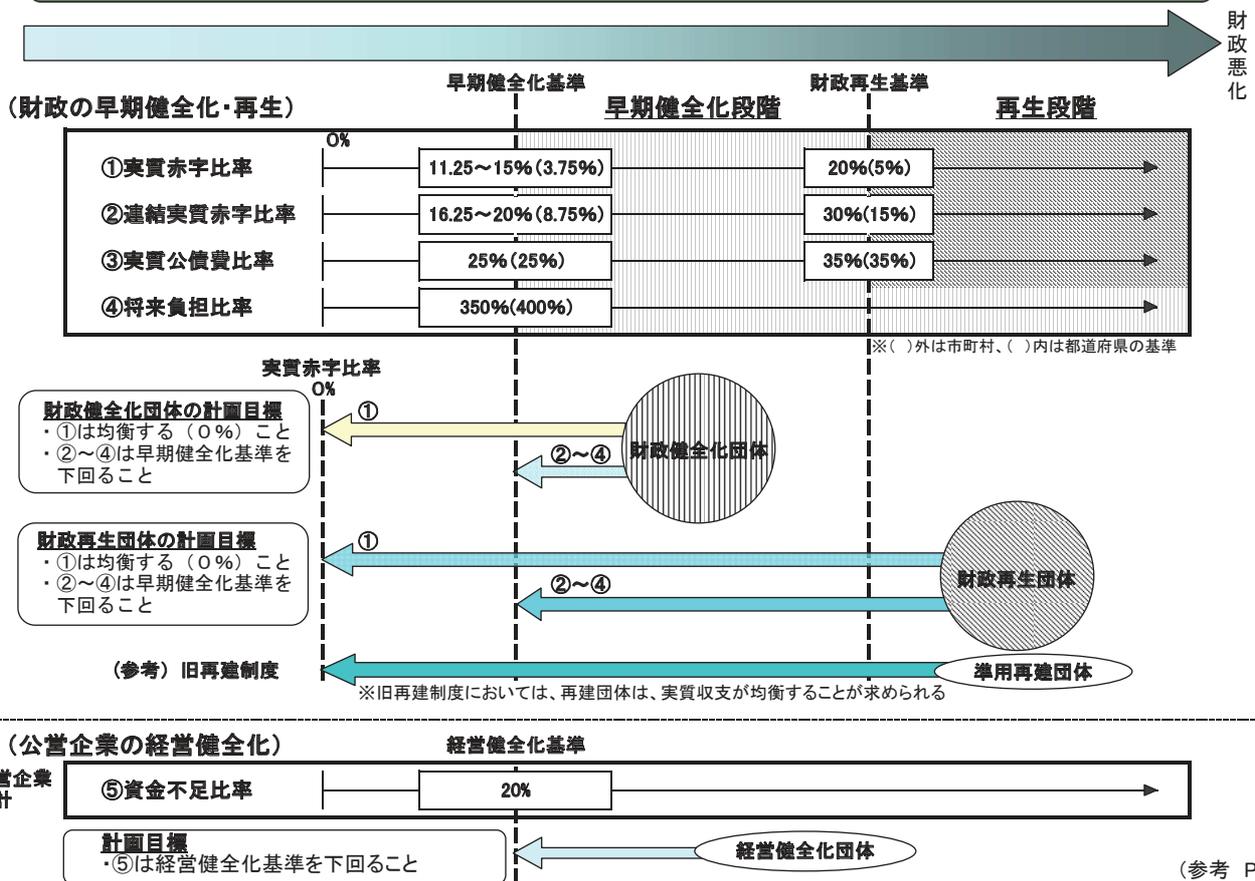
健全化判断比率等の算定対象について



(注) 会計名・法人名等は島田市において補記したもの

(参考 P.2)

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



健全化判断比率の概要について①

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・ 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(参考 P.4)

健全化判断比率の概要について②

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}(\ast)) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

- (※) 準元利償還金：次のイからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(参考 P.5)

健全化判断比率の概要について③

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：次のイからヌまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

(参考 P.6)

資金不足比率の概要について

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：
 - 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 - 資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・ 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

(参考 P.7)